茨城大学図書館農学部分館図書委員会規則

昭和58年 4月 1日

(趣旨)

第1条 この規則は、茨城大学図書館規則第 6条第 2項の規定に基づき、農学部分館図書 委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営について定める。

(審議事項)

- 第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
 - (1) 図書館資料の選択及び経費に関する事項
 - (2) 図書館資料並びに学術情報の運用に関する事項
 - (3) その他分館長が必要と認めた事項

(組織)

- 第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 分館長
 - (2) 各大講座から推薦された教員 各 1人
 - (3) 附属農場から推薦された教員 1人
- 2 前項第 2号及び第 3号に掲げる委員は、分館長が委嘱する。

(任期)

- 第4条 前条第 1項第 2号及び第 3号に規定する委員の任期は、 1年とし、再任を妨げない。
- 2 欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

- 第5条 委員会に委員長を置き、分館長をもって充てる。
- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。 (会議)
- 第6条 委員会は、委員の 3分の 2以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 2 委員が、やむを得ない事由により出席できないときは、委員長の承認を得て、代理者 を出席させることができる。
- 3 代理者は、委員の職務を代行する。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、その意見を 聴取することができる。 (幹事)

第8条 委員会に幹事を置き、農学部分館図書係長をもって充てる。

附 則

この規則は、昭和58年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和63年 7月26日から施行する。

附 則

この規則は、平成 8年 6月 7日から施行し、平成 8年 5月11日から適用する。

附則

この規則は、平成12年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、国立大学法人茨城大学設立に伴う茨城大学学内規則等の整備に関する規則 (平成16年規則第19号)の施行の日(平成16年 6月24日)から施行し、平成16年 4月 1日 から適用する。